

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和3年版観光白書「新たな旅のスタイル」の確立に向けた調査分析業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 高橋 一郎 東京都千代田区霞が関2-1-2	R3.1.29	(公財)日本交通公社 東京都港区南青山2-7-29	5010005018866	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を実施するに当たり、観光施策及び観光統計への知見のみならず、他分野に渡る統計データの活用、経済統計への精通、統計学、計量経済学に基づいた高度な分析能力を駆使できる能力、新たな分析手法を開発する企画力を有している事が必要となる為、企画競争方式による随意契約を行ったものである。	14,990,921	14,990,921	100.00%	-	公財	国認定	5者	
民族共生象徴空間の誘客推進等委託業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 後藤 貞二 東京都千代田区霞が関2-1-2	R3.2.4	(公財)アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号。以下「法」という。)第9条第1項において、「指定法人」に委託するものとされており、この指定法人については、法第20条第1項の規定により、民族共生象徴空間構成施設の管理、アイヌ文化の振興等に係る業務等を適正かつ確実に行うことができること認められるものを、全国を通じて一に限り、指定することとされているところである。 そして、国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人として令和元年5月24日に公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「財団」という。)を指定したところであり、本業務は、法第9条第1項の「管理」の一環として行われるものであり、具体的には、ウポポイを通じてアイヌ文化等の国民理解の促進等を図るために、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、ウポポイの認知度及び来場意欲の向上に資するプロモーション等を実施するものである。したがって、本業務契約の相手方としては、指定法人である財団ではなく、法の規定により、契約の相手方が一に定められているものとして、き随意契約するものである。	1,982,308,000	1,982,308,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。